

審査基準

令和8年4月1日作成

法令名	地方自治法																											
根拠条項	第238条の4第7項																											
処分の概要	行政財産の使用許可																											
原権者(委任先)	北海道知事(北海道警察本部長、方面本部長)																											
法令の定め	北海道財務規則第205条の17、第205条の18(行政財産の使用の許可)、第12条の2(知事の権限の委任)																											
審査基準	<p>行政財産は、その用途又は目的を妨げず、北海道財務規則第205条の17第1項各号に該当する場合であつて、使用の許可を受けようとする者の資力、信用、技能等が十分でない等、使用許可をするのが相当でない事由がない場合には、その使用を許可することができる。</p> <p>なお、北海道財務規則第205条の17第1項各号の具体例等については、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「直接又は間接に道の便宜となる事業又は施設の用に供するとき」を例示すると、おおむね次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> 行政財産の有効活用による職員、来庁者等の利便性向上を目的とした施設に使用させるとき。 職員、研修所における研修生、病院における入院患者その他道の施設を利用する者の福利厚生目的で使用させるとき。 直接又は間接に道の事務又は事業の遂行に関連のある団体に使用させるとき。 「運輸事業、水道、電気又はガス供給事業その他の公益事業の用に供するため使用させるとき」には、次のようなときを含むものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 隣接する土地等の所有者又は使用者に水道、電気、ガス等の施設の用に供するため使用させるとき。 災害対策における消火栓、防火水槽、避難標識、その他これに類するものの用に使用させるとき。 																											
標準処理期間	<ol style="list-style-type: none"> 一般の場合 <table border="0"> <tr> <td>総期間</td> <td>道警察本部又は方面本部に申請書が到着してから</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td></td> <td>10日</td> </tr> </table> 北海道財務規則第205条の17第1項第8号に該当する場合(道警察本部長及び札幌方面各警察署長が管理する財産の場合) <table border="0"> <tr> <td>総期間</td> <td>道警察本部に申請書が到着してから</td> <td>40日</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td></td> <td>30日(道総務部財産活用課)</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td></td> <td>10日(道警察本部)</td> </tr> </table> 北海道財務規則第205条の17第1項第8号に該当する場合(方面本部長及び当該方面の各警察署長が管理する財産の場合) <table border="0"> <tr> <td>総期間</td> <td>方面本部に申請書が到着してから</td> <td>50日</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td></td> <td>30日(道総務部財産活用課)</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td></td> <td>10日(道警察本部)</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td></td> <td>10日(方面本部)</td> </tr> </table> 	総期間	道警察本部又は方面本部に申請書が到着してから	10日	処分機関		10日	総期間	道警察本部に申請書が到着してから	40日	協議機関		30日(道総務部財産活用課)	処分機関		10日(道警察本部)	総期間	方面本部に申請書が到着してから	50日	協議機関		30日(道総務部財産活用課)	協議機関		10日(道警察本部)	処分機関		10日(方面本部)
総期間	道警察本部又は方面本部に申請書が到着してから	10日																										
処分機関		10日																										
総期間	道警察本部に申請書が到着してから	40日																										
協議機関		30日(道総務部財産活用課)																										
処分機関		10日(道警察本部)																										
総期間	方面本部に申請書が到着してから	50日																										
協議機関		30日(道総務部財産活用課)																										
協議機関		10日(道警察本部)																										
処分機関		10日(方面本部)																										
申請先	申請書は、使用しようとする財産を管理する道警察本部の施設課(方面本部にあつては、会計課)又は警察署の会計課(会計係)へ提出してしてください。																											
問い合わせ先	<p>北海道警察本部総務部施設課施設管理係(電話011-251-0110)</p> <p>申請者の使用しようとする財産を管理する各方面本部会計課管財係</p> <p>(管轄が函館方面の場合(電話0138-31-0110))</p> <p>(管轄が旭川方面の場合(電話0166-35-0110))</p> <p>(管轄が釧路方面の場合(電話0154-25-0110))</p> <p>(管轄が北見方面の場合(電話0157-24-0110))</p>																											
備考																												